

2. 教科書を読む（1－2）

それでは、前回に引き続き、実教出版『日本史 B』を読み、抽出・コメントをつけ、前回同様、古い「直木本」教科書と比較する作業を行うことにしたい。今回扱う時代は中世であり、第5章・第6章の2章、99～160頁までの範囲である。

（1）「第5章武家社会の成立と文化の新機運」

まず、中世の開始期が異なっている。つまり、「直木本」では、鎌倉幕府の成立をもって中世の開始とされていたが、今回は院政期をその開始ないし移行期としている。

1. 102P	貴族と寺社はその経済的基盤を封戸などの国家による給付から荘園に移した。
2. 105P	仏教の隆盛は民間の布教者である聖を輩出し、仏教文化は地方にも広がった。
3. 107P	（治承・寿永の内乱）
4. 107P	注②の記述
5. 109～ 110P	「守護と地頭の設置」の項
6. 113P	将軍御所を頼朝以来の大倉から鎌倉の中心部宇都宮辻子に移し、
7. 115P	「法の分立」の項
8. 115P	また弘長の関東新制を発して厳格な政治をおこなった。注⑥
9. 117P	……万雑公事などともいい、……多くは荘園領主の年中行事にあてられた。
10. 118P	注①の記述
11. 121P	しかし、混成軍で、士気も低かった元・高麗軍が、不慣れな戦いによって損害をこうむり撤退したため、ようやく難をのがれることができた。あわせて注③についても。
12. 122P	注①の記述。
13. 125P	また商人・僧侶たちの日宋間の往来や、モンゴルをのがれた禅僧の渡来によって、
14. 125P	中世の仏教界の中心勢力は、依然として東大寺・興福寺・延暦寺・東寺などの旧仏教の諸寺であった。
15・127P	狩猟や漁労の殺生も罪ではなく、すべての人間は善人であると主張した。
16. 127P	その弟子である親鸞は、阿弥陀仏への他力信心だけが本当の仏法であると主張した。そしてすべての人間は平等に悪人であり、その自覚が救済につながるという 悪人正機説（悪人正因説） を唱え、のちに 浄土真宗 の開祖とあおがれた。
17. 127P	このころ荘園領主でもあった旧仏教の諸寺は民衆に対し、年貢をおさめると極楽往生できるが、領主にそむけば仏の敵となり地獄におちる、と説いていた。そのため念仏しか認めない法然らの教えを旧仏教ははげしく非難し、朝廷や幕府も仏法の敵とみなして弾圧を加えた。

18. 128P	注①の説明。
19. 128P	そして男女差別を否定して女人結界をきびしく批判した。
20. 130P	注②の説明。
21. 130P	東国では巨大な鎌倉大仏が造立されて…。これに関する注④

1. は、院政期の経済的基盤が、荘園に移っていったことを示した文である。「直木本」には、この指摘はなされていない（80 頁）。

2. も「直木本」にはない（同書 84 頁）。上記の指摘と共に、注③では、聖についての説明がなされている。彼らの活躍が後の鎌倉時代に影響を与えたことを「鎌倉時代の法然・親鸞や禅律僧もその系譜をひく」と記している。

3. は源平の合戦だけに止まらない全国的な内乱であったことを示す用語である。山川版教科書でも「ついに内乱は全国に広がり、5年にわたって争乱が続いた（治承・寿永の乱）」（88 頁）と記されており、単なる源平の合戦だけでないことを理解させようとしていることがわかる。

4. は義仲が京都に入った際の養和の飢饉についての指摘である。「直木本」にもその記述がないが、義仲の軍勢が、頼朝よりも早く都を制圧しながらも、失敗に終わった原因を述べる上で、説明しやすいものとなっていると考える。

5. は、国地頭→惣追捕使＝守護（大犯三カ条による権限の制限）と荘郷地頭（地頭）についての説明であり、「直木本」にも 88～89 頁にかけてほぼ同様の記述があった。実教版教科書としては、当然の記述かも知れないが、山川版教科書（前回とは異なり、『詳説日本史 B 改訂版』（日 B012）、2010 年 3 月発行のものを使用している）で注意。以下、これを山川版教科書として使用する。）では、「守護は当初、惣追捕使や国地頭などともよばれたが、のちに守護に統一された」（同書 89 頁）という注があるだけで、その関係が詳細にしるされた実教版教科書と比較した際、見劣りがする。注で指摘されているとはいえ、これだけでは生徒にすれば理解しにくいとも思われ、教科書の比較研究が必要であろう。

6. の記述は「直木本」にもあった（同書 93 頁）。これは、単に政治の中心地の移動ということではなく、執権政治の場として考えられてのことだと理解できるものであり、注目されて良いだろう。なお、この記述についての注は次頁に記され説明がなされている。

7. は、武家法、公家法、本所法が存在していたことを示すものである。同様の指摘は、山川版教科書にもある（同書 95 頁）が、鎌倉時代の法制を理解する上では、重要なものである。なお、この項とは別に本文で「当時の公家法とは異なる武家独自の規定を条文にしたものである」（115 頁）と記され、注③に具体的な説明もされている。

8. 新制そのものについては、山川版教科書にも「10 世紀以後、律令・格式の編纂のちに朝廷から出された法令はしだいに新制とよばれるようになり、荘園整理令も新制の一つである。こうした公家法としての新制は引き続き鎌倉時代にも出され、やがて幕府もこれにならって新制とよばれる法を出すようになった」（同書 92 頁、注②）記されている。実教版教科書では、その弘長の関東新制について、同頁の注⑥で具体的に記している。

9. は「直木本」にも同様の記述がある（同書 97 頁）が、万雑公事の使用がどのようになされていたのかまでは、記されていない。

10. の注①は、中世の庶民についての注である。非人と総称される人々について、その仕事を含め、比較的詳しく記している。これにより、中世社会にも各種の隷属民が存在していたことが理解できる。

11. の記述は、文永の役についての記述。「直木本」では、「暴風雨が吹き荒れて元・高麗の兵船に大損害を与えたため、ようやく難をのがれることができた」（同書 108 頁）と従来どおりのごく一般的な記述であった。山川教科書でも「元軍も損害が大きく、たまたまおこった暴風雨もあってしりぞいた」（同書 100 頁）とだけしか、記しておらず、注目されて良い。また、同頁の注③についても注目されて良い。同様の記述は「直木本」にもあった（同書 108 頁の注③）が、その後の弘安の役で勝利した場合、元軍が何を狙っていたのかが理解できる。この点で、大暴風雨だけに、特定しない説明は、他民族支配の難しさを理解させる上で、広がりを持つものといえる。

12. はすでに別の箇所でも指摘した。日本への蒙古襲来の後、江南での抵抗やヴェトナム（大越）の抵抗があり、元の 3 度目の日本遠征が断念されたことが記されている。旧「直木本」にはない指摘である。但し、山川版教科書には同様の記述が、注①（同書 101 頁）になされている。これらの記述は、教科書の違いはともかく、元寇を単に日本だけで理解させるのではなく、世界史の動きの中でとらえるためには有効なものであると考える。

13. は、鎌倉文化の特徴を記した部分である。鎌倉文化が、宋文化の影響を受けていたことは良く知られているが、それを理解しやすいように記述されている。山川版教科書にも「日宋間を往来した僧侶・商人に加えて、モンゴルの中国侵入で亡命してきた僧侶らによって、南宋や元の文化がもたらされたことである」（同書 105 頁）と記されている。

14. の記述と全く同じ文は、「直木本」にもある（同書 101 頁）。これは、重要な指摘であり、鎌倉期の仏教を安易に新仏教と旧仏教に分けてしまわないために重要な指摘であろう。無論、説明の都合上、本文中に旧仏教・新仏教の記述はあるが、実態としては、依然として顕密仏教が勢力を有していたことが理解できる。さらに、法相宗・華嚴宗の革新を丁寧に進めながら、栄西について述べた後、次のように指摘している（同書 126 頁）。「臨濟禪や真言律宗など戒律を重んじる僧侶たちは**禪律僧**とよばれた。私利私欲を排して禁欲をつらぬいたため、幕府や朝廷の信頼をえて、莫大な財源をゆだねられ、寺社の修造や交通路の整備などの社会事業で大いに活躍した」と。つまり、より実態に相応しい説明がなされているのである。その上で、「内面の深みのなかで仏教を純粹化し、一つの道（念仏・題目・坐禪）によってのみ救われると説いた」（同書 126 頁）新仏教が誕生してくると説明されている。しかも、「旧仏教と癒着した社会や国家のありようを鋭く批判した」とも記され、新仏教の形成がどのような背景からであったか理解できる。一方、山川版教科書にはこうした記述がなされていない。いわゆる新仏教の形成について、「仏教では、それまでの祈禱や学問中心のものから、内面的な深まりを持ちつつ、庶民など広い階層を対象とする

新しいものへという変化がはじまった」(同書 105 頁) とあるだけである。

15. は、法然の説明である。単に専修念仏だけを説明するものとは異なっている。

16. は法然の説明の後に、悪人正機説の内容を具体的に説明した文である。法然の教えをどのように発展させたかが理解できる。山川版教科書でも「のちに関東地方に移って師の教えを一步進めた。煩惱の深い人間(悪人)こそが、阿弥陀仏の救いの対象であるという**悪人正機説**の教えは…」(同書 106 頁) という記述に比べれば、内容がかなり詳しく記されていると考える。もっとも、山川版教科書では煩惱の深い人間=悪人という説明がされている点は評価できる。

17. は、法然教団に加えられた法難の原因について述べた箇所である。山川版教科書では「一方で旧仏教側からの非難が高まり、法然は土佐に流され、弟子たちも迫害を受けることになった」(同書 105 頁) と指摘しているが、何故、彼らが非難されたのかの理由は示されていない。この点を実教版教科書の解説を使い説明すると理解できるだろう。

18. は日蓮の説明である。以前の「直木本」にもあった(同書 103 頁)。但し、「直木本」は、日蓮の説明だけに終始していたが、今回は、「なお当初の浄土真宗や日蓮宗は仏像ではなく文字(念仏・題目)を本尊とした。信仰重視のあらわれである」(同書 128 頁) とある。

19. は道元の説明である。坐禅以外には男女の違いもないという新たな教えを説いていたことで、広がっていったことが理解できる。

20. は伊勢神道の神本仏迹説の説明である。具体的には「神が中心になっているが、神と仏を同じものとする本地垂迹説の一種である。神仏同体を否定する考えではない」とある。山川版教科書では 109 頁の注①に「度会家行は、『類聚神祇本源』を著し、従来の本地垂迹説と反対の立場に立ち、神を主として仏を従とする神本仏迹説をとらえた」と記している。つまり、実教版では、本地垂迹説の一種としてとらえているが、山川版では、反本地垂迹説として説明されている。さらに、三省堂版教科書(『日本史 B 改訂版』、2010 年 3 月第 3 版発行、(日 B015)) では、「これは本地垂迹説とは反対に、神を主とし仏を従とする教説であった」(同書 97 頁) とあり、同じ実教版教科書でも『高校日本史 B 新訂版』(2009 年 1 月発行、(日 B013)) でも、「本地垂迹説とは反対に、神が主で仏が従であると主張して」(同書 69 頁) と記されている。

これらの記述からすれば、反本地垂迹説の説明が従来どおりの説明であり、実教版『日本史 B』の注の解説が新しいものだとして理解できよう。私はどちらが正しいのかの判断材料を持ちあわせていないが、同じ検定教科書でも、こうした相違があるのだという例として紹介しておきたい。

21. 鎌倉大仏については、「直木本」にも記述がない。仏像の典型例として注目される。

全体に、実教版『日本史 B』の鎌倉文化の記述は、仏教を中心にかなり詳細な説明がされていると考える。このあたりについて、教える側はそれなりにかなり学習する必要があるだろう。

(2) 「第6章武家社会の展開と室町文化」

中世のもう1つの章である第6章は、室町時代全般を扱う章であり、戦国期までを含んでいる。

1. 136P	注①の説明。
2. 137P	注④の説明。
3. 139P	朝貢であったから関税はなく、滞在費も明が負担した。
4. 140～ 141P	琉球貿易の囲み
5. 141P	注②の説明。
6. 141P	上ノ国の館の領主蠣崎氏……
7. 142P	また大唐米という多収穫の輸入品種が……
8. 143P	漁業でも地引網があらわれた。
9. 145P	注③の説明。
10. 146P	番水制をしいて
11. 147P	「万人恐怖の政治」とよばれる専制的な支配をおこなった。及び注④
12・148P	注②の説明。
13. 149P	華美な風俗で伝統的権威を嘲笑するばさらの風潮をうんだ。
14. 150P	注③の説明。
15. 152P	竜安寺庭園（写真掲載）の説明。
16. 152P	注②の説明。
17. 153P	茶寄合がひらかれ、茶の品種をいいあてる闘茶のあそびがおこなわれていた。
18. 153P	古浄瑠璃も人びとに愛され、及び注⑤
19. 154P	卑賤視されていた雑芸者も民衆芸能のいない手であった。千秋万歳は正月に家々を訪れて祝言をのべ、放下は大道で曲芸・手品を演じ、傀儡は人形芸を披露し、猿まわしや獅子舞も各地を放浪しながら、人々を楽しませた。
20. 155P	下剋上の風潮は宗教界にも及び、これらの体制仏教は幕府の衰退とともに急速に衰えていった。
21. 155～ 156P	そして浄土真宗や日蓮宗は延暦寺の支配下から脱し、独立した教団としての姿をみせるようになった。及び注①。
22. 159P	これらは家臣どうしが勝手に兵を動かす私合戦をきびしく禁止し、

1. は、足利義満が「法皇に準じた扱いを受けて政治をつづけた」という本文に関する注で、「義満が後小松天皇の准母（名目上の母）とし、天皇を猷子（形式上の養子）とした。……」という内容で、義満の権力が強いことの説明である。ほぼ同様の文が、山川版教科書にも記されている（同書 119 頁、注①）が、「直木本」には記されていないものである。

2. は幕府財政についての注である。「將軍家の財産は複数の有力土倉（公方御倉）に委託されており、彼らが政所の指示を受けて金銭などの出納にあたっていた。また幕府の酒

屋役・土倉役の徴収は銭納方といわれた有力土倉・酒屋の集団にまかされるようになった」とその実情を詳細に記している。

3. は「直木本」では、「関税はなく、滞在費は明が負担した。」(同書 121 頁)と記されていた箇所であるが、「朝貢であったから」と記すことで、よりわかりやすいものとなっている。山川版教科書では、「朝貢形式の貿易は、滞在費・運搬費などすべて明側が負担したから、日本側の利益は大きく……」(同書 130 頁)と記されている。

4. は「直木本」から続く記述である。単に琉球が貿易の中心を担っていたことだけでなく、ポルトガル商人の進出で衰退していくまでの様子を要領よく記している。

5. は、十三湊の説明である。近年の発掘調査を受けての説明がされている。十三湊についての説明は、「直木本」でもされていたが、より詳しい注があることで、東北が決して「遅れた」地方ではないことが理解できる。

6. も「直木本」以来の記述である。同様の記述は、山川版教科書にも「上ノ国の領主蠣崎氏によってしずめられた」(同書 132 頁)と記されている。

7. も「直木本」にも記されていた記述である。山川版教科書には記されていない。三省堂版教科書ではより詳しく「13 世紀から中国から伝わった悪条件の天候にも強い品種で、15 世紀には各地に広まった。日本では赤米・唐法師ともよばれた」(115 頁、注①)と記されている。この点、実教版教科書・三省堂版教科書共に山川版よりも詳しく、米の国内での品種改良だけでなく、庶民にとって米が得やすくなったことを示すものとなっていると考える。

8. も「直木本」にもある記述。これとは別に揚浜式塩田から入浜式塩田への変化が各教科書に記されているが、製塩業だけでなく、網漁法の広がりも記されている点が注目される。つまり、江戸時代からの漁法ではないことがこれで理解できるからである。また、製塩業については、三省堂版教科書では「くみあげた海水を浜にまき、凝縮して塩にする揚浜式が普及し」(同書 114 頁)とだけしか記されず、山川版教科書では「ほとんど人の手を加えない自然浜(揚浜)のほか、堤で囲った砂浜に潮の干満を利用して海水を導入する古式入浜(のちの入浜塩田)もつくられるようになった」(同書 126 頁)と詳しい。塩一つとっても、これほど記述に相違がある。

9. 惣村の説明。かなり詳しい説明になっており、歴史的に惣の説明をするだけでなく、郡中惣や惣国まで説明している。

10. も「直木本」からの記述である(同書 127 頁)。山川版教科書では「灌漑用水の管理もおこなうようになった」(同書 123 頁)と記されている。農民にとって水をめぐるとは大きな問題であり、この用語に振り回されることがないように、丁寧な説明をする必要があると考える。

11. は足利義教の専制政治についての説明と、彼が籤で選ばれた将軍であったことを示す注である。選ばれ方が稀なものであったことから逆に専制政治を強めたことが理解でき、その結果反発も強く、嘉吉の乱という形になったことが理解できる。しかも、注意すべき

は、「播磨の赤松満祐の屋形で謀殺され」と記されている。この表現は「直木本」にもあった（同書 128 頁）ものであるが、場所の特定と共に意味を持つと考える。

12. は山城の国一揆の説明の注である。国人たちが集い国掟を定め、8 年間にわたる支配を行ったことについて、「近代の学者はこれを『戦国の国民議会』とさえよんだ」と記している。同じ注は「直木本」にもあり（同書 129 頁）、当時としても、そして現在でも注目されて良い記述であろう。

13. は内乱期の文化の 1 つの特徴を示している「ばさら」についての記述。「直木本」にはない。同じ頁の注③では、ばさらの代表として佐々木道誉について記されている。三省堂版教科書では、同様の記述が本文にあり、注③として「本来は仏教用語であったが、しだいに遠慮会釈なく、傲慢・放埒にふるまうことばを『ばさら』というようになった」（同書 121 頁）と語源の説明をしている。山川版教科書では、「派手・ぜいたくを意味する『バサラ』の名でよばれた」（同書 134 頁）とあるだけで注による説明がない。実教版・三省堂版教科書の注をつなげて、ばさらの説明が可能となる。

14. は林下の禪に関する説明である。「直木本」にも「官寺の立場にあつて中央で栄えた叢林（五山派）の禪宗に対し、幕府の保護を受けず、地方伝播につとめた林下の禪宗諸派が地方にひろまっていった」（同書 134 頁）とあり、注②として「林下の禪の中心は、曹洞宗の永平寺、臨済宗の大徳寺・妙心寺などであった」と記してある。これと同様の記述及び注は、三省堂版教科書（126 頁）、山川版教科書（140 頁）にもある。しかし、実教版教科書はより詳細に「中世では曹洞宗・臨済宗は思想的にも組織としても混在しており、江戸時代に両派に分化した。そのため中世の禪宗は、室町幕府の保護・統制を受けた五山派（叢林）と、それに属さず戦国大名や在地の武士たちに保護された林下に区分される」と記している。

15. 説明には、「作者も作庭年代も諸説あるが、庭石の一つに『小太郎・清二郎』と刻まれている」とある。「直木本」でも同じ解説がある（同書 135 頁）が、この説明を生徒にきちんとすることで、当時の芸術・芸能がどのような人々によって担われていたのかを理解させることが可能であり、その入り口になるだろう。

16. は山水河原者の説明である。「直木本」にも注③として同様の記述があった（同書 133 頁）。三省堂版教科書では本文に「『山水河原者』とよばれる善阿弥らの造園技術者によって、禪宗風の簡素で幽玄な趣のある枯山水とよばれる、石と白砂だけを用いて山と水のある自然の雄大な風景を表現した庭園がもうけられた」（同書 125 頁）と記されている。山川版教科書でも、実教版教科書と同様の注がある（同書 136 頁）。

17. は茶道の確立を追っていく文である。「直木本」にも記されていた（同書 133 頁）が、庶民の茶の楽しみ方から侘び茶へと洗練されていく様子を理解するためには必要な文であろう。生徒にすれば、ある日茶道が生み出されたように理解してしまいがちであるが、庶民に茶が浸透したことから茶道という文化が形成されていったことを指摘できる。

18. 古浄瑠璃についての記述は他社の教科書にもある。ただ、注にある「江戸時代に竹

本義太夫が義太夫節を創始する以前の浄瑠璃。三味線と操り人形をくみあわせた語り物」という記述から、その内容が理解できる。

19. は庶民の芸能について記したものであり、各教科書共に工夫がされている。三省堂版教科書では、「京都の二条より南の鴨川は、河原者とよばれる身分の低い芸能民や非人の生活の場で、民衆芸能の中心地であった。彼らは、正月に家々を訪れる千秋万歳や曲芸、手品をみせる放下、田楽から出たササラ摺、さらに松囃子というような風流をこらした踊りなどで民衆を楽しませ、その後、この踊りは盆踊りになった。」(同書 123 頁)と記している。盆踊りについては、山川版教科書も取り上げている(同書 138~139 頁)が、このような庶民芸能への着目は、研究の深まりを受けて、より豊富なものとなっていくだろう。

20. はいわゆる新仏教が室町後半に広がっていったことを示すものである。ここからも、鎌倉新仏教と総称されるものが、鎌倉期に一举に拡大したという誤解はさせてはならない。鎌倉期のそれは、依然として顕密仏教であり、禅律僧による布教であったことは、実教版教科書からは十分に理解できるものとなっている。山川版教科書でも「新仏教の発展」(同書 140~141 頁)があり、三省堂版教科書でも「民衆に浸透する仏教」(同書 126 頁)と項を立てて記述されている。この点でつけ加えれば、かつての家永教科書の記述は、現在でも注目されて良いだろう。家永教科書(筆者が持っているのは、家永三郎『新日本史』[四訂版]、三省堂、1991年3月初版発行である)では、

文化の民衆化は、この時代になって、さらにいちだんと進んだ。鎌倉新仏教諸宗が全国にひろまってその根を深く民衆の間におろしたのも、この時代(東山文化の時代一引者注)のことであった。浄土真宗(一向宗ともいう)では、親鸞の血をひく覚如が南北朝のころに京都に**本願寺**を創立し、将軍義政のころ出た**蓮如**は、本願寺教団の勢力を各地にひろげた。一向宗が農民の間で勢力をえたのにたいし、法華宗は京都の**町衆**の間に信仰をひろめた。禅宗では、臨済宗が上流階層の保護をうけたのにたいし、曹洞宗は地方に勢力をひろめた。このようにして、新仏教は教団としていずれも大きな発展をとげたが、近代における全国大多数の寺院が新仏教各宗派に属しているのを見ても、その発展のめざましかったことが、よく理解できよう。(同書 99~100 頁)とあり、それをより具体的に理解できるように、宗派別寺院数の表を掲載している。すでに、20年近く前の家永教科書で指摘され、記述されていたことは研究者の間ではおそらく「常識」になっていたことであろうが、新たに項を独立して、記されていることの意味をもう一度考えるべきであろう。

21. の記述は、ある種、中世仏教史の読み込みが必要な箇所である。教団が誕生してもすぐに独立したものでなかったことが記されている。同頁の注①では、「親鸞・日蓮が延暦寺の出身であったこともあり、室町時代の浄土真宗や日蓮宗は延暦寺の末寺となっていた」と記されている。この記述は、今比較している教科書にはないものである。事実を事実として説明しているのだが、生徒にどうわかりやすく説明すべきかが問われる箇所だろう。

22. は、「直木本」にもあった(同書 139 頁)が、単に喧嘩両成敗の記述よりは、すぐれ

た記述だと考える。山川版教科書は。注として「喧嘩両成敗の目的は、家臣相互の紛争を自分たちの実力による私闘（喧嘩）で解決することを禁止し、すべての紛争を大名による裁判にゆだねることで、領国の平和を実現することにあった。これを全国におよぼしたものが、豊臣秀吉の惣無事令である」（同書 143 頁）と記している。

中世については、以上であるが、特に注目すべきことは、中世仏教の叙述であろう。確かに各教科書が歴史の実態にあわせてその叙述を工夫しているが、実教版教科書は、その中でも群を抜いていると考える。これは、すでに、記した『受験・日本史 B』を利用し、解説したところにも記したように（参考：「日本文化史 2 中世文化」）、中世仏教を従来のような教え方、理解のさせ方では示してはならないことを示している。その点で、実教版教科書の叙述内容は、参考になるだろうし、どのような授業を組み立てていくのかが考えられるべきであろう。

第 2 に、中世社会史の理解と身分の理解が必要になるだろう。惣村の説明を、荘園公領制からどのように展開していくのか、また、芸能民に見られる人々の説明は、従来狭い芸能史の枠を越えて理解できていないとなかなか難しいものと思われる。これら、研究の成果をかなりの程度盛り込んだ教科書であり、教師の努力が見せどころとなると考える。